

# 山口県報

平成27年  
3月13日  
(金曜日)

## 目次

- 規則  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(こども未来課)……………一
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則(都市計画課)……………二
- 告示  
救急病院でなくなった医療機関(地域医療推進室)……………二
- 救急病院の認定(地域医療推進室)……………二
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課)……………二
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………三
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………三
- 公告  
県営二島西地区経営体育成基盤整備事業(第一換地区)の換地処分(農村整備課)……………三
- 公共測量の実施(監理課)……………四
- 選管告示  
政治団体の名称等……………四
- 政治団体の異動事項……………四
- 解散等に係る政治団体の名称等……………五
- 資金管理団体の名称等……………五
- 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等……………六
- 指定の取消しに係る資金管理団体の名称等……………六
- 収用委告示  
裁決手続の開始……………六
- 雑報  
争議行為の通知……………七

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第七号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「児童福祉施設」の下に「(保育所を除く。)」を加える。

第五条第三項中「、母子保護若しくは保育の実施」を「の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第八条中「次条及び」を削る。

第九条中「児童福祉施設」の下に「(助産施設、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童家庭支援センターを除く。)」を加える。

第二十六条第六号口の表四階以上の項避難用に関する部分を次のように改める。

避難用
一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とをバルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。)又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
三 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

第二十八条第一号を次のように改める。

一 保育士 乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上で満三歳に満たない幼児  
おおむね六人につき一人以上、満三歳以上で満四歳に満たない幼児おおむね二十人  
につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上で、かつ、一の  
保育所につき二人以上

第二十八条の次に次の一条を加える。  
(運営規程)

第二十八条の二 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を  
定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
  - 二 提供する保育の内容
  - 三 職員の職種、員数及び職務の内容
  - 四 保育の提供を行う日及び時間
  - 五 保護者から受領する費用の種類、その支払を求める理由及びその額
  - 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
  - 七 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに施設の利用に当たつての留意事項
  - 八 緊急時等における対応方法
  - 九 非常災害対策
  - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 十一 その他施設の運営に関する重要事項
- 第三十二条及び第三十三条を次のように改める。  
第三十二条及び第三十三条 削除  
附則第四項から第七項までを削る。

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布  
する。

平成二十七年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第八号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和四十五年山口県規則第

二十六号）は、廃止する。

附 則  
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。



### 山口県告示第八十七号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第  
一項に規定する病院でなくなった。

平成二十七年三月十三日

名 称 山口県知事 村岡 嗣 政  
所 在 地

医療法人協愛会阿知須共立病院 山口市阿知須四一七一の一

### 山口県告示第八十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定によ  
り、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十七年三月十三日

名 称 山口県知事 村岡 嗣 政  
所 在 地  
阿知須共立病院 山口市阿知須四八四一の一 認定が効力を有する期限  
平成三〇、一、三一

### 山口県告示第八十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定によ  
る届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意  
があったと認めた。

平成二十七年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

田布施加入区

山口県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成二十七年三月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道  
 路線名 小野田美東線  
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
宇部市大字東吉部字馬場西三三三九の一地先から同市同大字字砂香下二八一八の三の地先まで	最狭 一・八・四 最広 一・五・〇・六	最狭 一・三・四 最広 一・八・六	五三・五・〇	五三・五・〇	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道  
 路線名 長門三隅線  
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
長門市三隅下字志道田二〇四〇の五の地先から同市三隅下字西下無田二〇三六の五の地先まで	最狭 一・九・五 最広 一・〇・五	最狭 九・七・三 最広 九・五・三	一一〇・〇	一一〇・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成二十七年三月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 小野田美東線	宇部市大字東吉部字馬場西三三三九の一地先から同市同大字字砂香下二八一八の三地先まで	平成二十七年三月十四日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 長門三隅線	長門市三隅下字志道田二〇四〇の五の地先から同市三隅下字西下無田二〇三六の五の地先まで	平成二十七年三月十四日



(七八) 県営二島西地区経営体育成基盤整備事業（第一換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営二島西地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第一換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成二十七年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 換地処分の年月日  
平成二十七年三月二日
- 二 換地処分の内容

県営二島西地区経営体育成基盤整備事業（第一換地区）換地計画書に記載された換

地計画のとおり

(七九) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、宇部土木建築事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十七年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(基準点測量及び水準測量)
- 二 作業の地域  
美祢市美東町絵堂
- 三 作業の期間  
平成二十七年二月十六日から同年三月三十一日まで



山口県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年三月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
税理士による岸信夫後援会	北村 和幸	柳井 卓正	岩国市今津町/丁目9番30号		平成27、17
祐希会	俵田 祐児	大林 和美	山口市下堅小路25		〃 〃 4

山口県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十七年三月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		届出(年月日)
		新	旧	
公明党山口総支部	会計責任者	村上 満典	佐田 誠二	平成27、9 2、9
	事務所	防府市東仁井井谷町2番/2号	防府市桑南/丁目8番6号	
自由民主党旭支部	代表者	守永 忠世	小林 廣海	〃 〃 12
	会計責任者	守永 和子	守永 忠世	
自由民主党井森工業支部	〃	丁野 佳郎	岡本 哲夫	〃 〃 2
	代表者	中元 茂雄	松本 哲男	
自由民主党大島支部	会計責任者	星出 昌之	中元 茂雄	〃 〃 19
	事務所	柳井市大島234の3	柳井市大島1182の3	
石田修一後援会	会計責任者	石田 徹也	川向 実	〃 〃 26
井本義明後援会	事務所	周南市宮の前7丁目2番45号	周南市大神3丁目2番26号	〃 〃 6
	代表者	藤本 幸嗣	岸本 邦江	
岩本ひろ子後援会	代表者	青木 桂子	小方 幸昭	〃 〃 24
	会計責任者	長富 悦子	大場 茂樹	
首長の多選をはばむ会	代表者	長富 悦子	大場 茂樹	〃 〃 5
	会計責任者	長富 悦子	大場 茂樹	
幸福実現党下関後援会	事務所	下関市長府中土居本町6番8号	下関市田倉柳2丁目5番3号	〃 〃 5

幸福実現党山口県本部	会計責任者	小池 徹	長富 悦子	〃	〃	5
幸福実現党山口後援会	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	代表者	古賀 寛三	古賀 靖丈	〃	〃	9
古賀ひろかず後援会	事務所	下松市大字西豊井269の3	下松市大字西豊井271の6	〃	〃	〃
	代表者	防府市寿町5番5号	防府市寿町5番1号	〃	〃	18
島田教明後援会	〃	〃	〃	〃	〃	〃
関谷博後援会	代表者	矢野 郷士	中嶋 幸夫	〃	〃	26
税理士による平岡秀夫後援会	〃	小泉 潔	曾村 信雄	〃	〃	20
俵田祐児後援会	会計責任者	大林 和美	村岡 秀詞	〃	〃	4
林哲也後援会	代表者	岡本 雅	佐伯 伸之	〃	〃	24
弘中信夫後援会	事務所	岩国市下440の7	岩国市行波300	〃	〃	26

山口県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年三月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
磯部亜紀子後援会	山田 史生	磯部のぶ子	下関市岬之町4番1号	平成26年12月31
今倉一勝後援会	久行 保徳	津守 権子	周南市大字大島391の7	〃
活力みなぎる県政を実現する会	前田 隆康	前田 隆康	山口市赤妻町3番1号	〃
河本千代子後援会	河本千代子	山中 清登	岩国市由宇町千鳥ヶ丘3丁目6番9号	平成27年2月19

木村練後援会	青木 明夫	青木 桂子	防府市大字新田780の3	平成26年12月31
至誠会	谷村 善彦	林山 健二	熊毛郡田布施町大字麻郷3226の3	〃
新風会	石川 善久	吉本屋政幸	岩国市麻里布町4丁目14番24号	〃
青龍会	長江 帰帆	高杉 豊子	山口市古熊1丁目6番11号	〃
武田まさゆきと語る会	武田 邦子	岡森 隆一	岩国市今津町1丁目16番19号	〃
田中稔後援会	松岡 敬祐	田中 恭子	熊毛郡平生町大字曾根452の12	〃
長秀龍後援会	長 秀龍	長 富美子	下関市彦島江ノ浦町2丁目24番9号	〃
日本共産党形岡あきら後援会	浴長ヨシコ	浴長ヨシコ	周南市大字中須南2290	〃
林山けんじを支援する会	林山 幸枝	藤井 明美	熊毛郡田布施町大字麻郷3226の3	〃
渡吉弘後援会	浜野 洋治	渡 和美	岩国市麻里布町4丁目1番5号	〃

山口県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年三月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考(指定届出年月日)
		名	称			
古賀 寛三	山口県議会議員	古賀ひろかず後援会		下松市大字西豊井269の3	古賀 寛三	平成27年2月19
俵田 祐児	〃	祐希会		山口市下野小路25	俵田 祐児	〃

山口県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年三月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備考 (資金管理団体でなくならざれば) 届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	
河本千代子	岩国市議会議員	河本千代子後援会	岩国市由宇町千鳥ヶ丘3丁目6番9号	河本千代子 平成27、2、19
長 秀龍	下関市議会議員	長秀龍後援会	下関市彦島江ノ浦町2丁目24番9号	長 秀龍 〃 〃 26

山口県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた指定の取消しに係る資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年三月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の指定の取消し の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備考 (届出年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地	
俵田 祐児	山口市議会議員	俵田祐児後援会	山口市三の宮/丁目2番/8号	俵田 祐児 平成27、4、2、4



山口県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十七年三月十三日

山口県収用委員会会長 猪俣俊雄

一 起業者の名称

山口県

二 事業の種類

周南都市計画道路事業三・二・三三〇一中央通線及び三・四・四四二中央通り線  
（周南市西松原三丁目、新地一丁目、新地三丁目、南浦山町、西千代田町及び川崎三丁目地内）



三 裁決手続の開始を決定した土地、土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

裁決手続の開始を決定した土地		土地所有者		土地に関して権利を有する関係人	
所 在 地 番 地 目	公簿上の地積 (平方メートル)	実測地積 (平方メートル)	取用しようとする土地の面積 (平方メートル)	氏 名	住 所
周南市新地三丁目 八六番六雑種地	二五・〇〇	二八・〇二	一八・九〇	光貞 公二	周南市新地三丁目二番三三号
				株式会社大隈	山口市朝田九二八番地一
					賃借権

四 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成二十七年三月三日



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十七年三月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事件

- (一) 賃金引上げの要求に関する件
- (二) 労働条件の改善の要求に関する件
- (三) 増員の要求に関する件
- (四) 諸手当の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十七年三月十六日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成二十七年三月十三日印刷  
發行

發行人所

山口県知事庁